

千葉労働局発表
令和7年8月29日

【照会先】

千葉労働局 労働基準部 健康安全課
課長 小菅 拓也
主任安全専門官 北川 能章
(代表電話) 043-221-4312

報道関係者 各位

第76回 全国労働衛生週間の実施について

期間:令和7年10月1日(水)~7日(火)

(準備期間:令和7年9月1日(月)~30日(火))

【スローガン】 ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高め、職場の自主的な労働衛生管理活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で76回目を迎えます。

各事業場においては、全国労働衛生週間準備期間から本週間にかけて、事業場内の労働衛生管理水準向上のため、「第76回 全国労働衛生週間」の実施事項について、取組をお願いしています。

特に、高齢化の進行により一般健康診断の有所見率が上昇し、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化を要因とした業務上疾病も増加傾向にあり、労働環境の変化に対応した職場環境づくりが重要となります。9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。すべての人が安心して安全に働ける職場環境づくりを進めましょう。

<準備期間中に実施する事項>

日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう！

- 1 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 2 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 3 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- 4 治療と仕事の両立支援対策の推進
- 5 女性の健康課題の理解促進に関する事項
- 6 労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策の推進
- 7 熱中症予防対策の推進に関する事項
- 8 その他重点事項（受動喫煙防止、テレワーク、化学物質、石綿）

令和7年10月1日~7日 76回 全国労働衛生週間

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

衛生週間準備期間
職場の健康診断実施強化月間

令和7年9月1日~30日

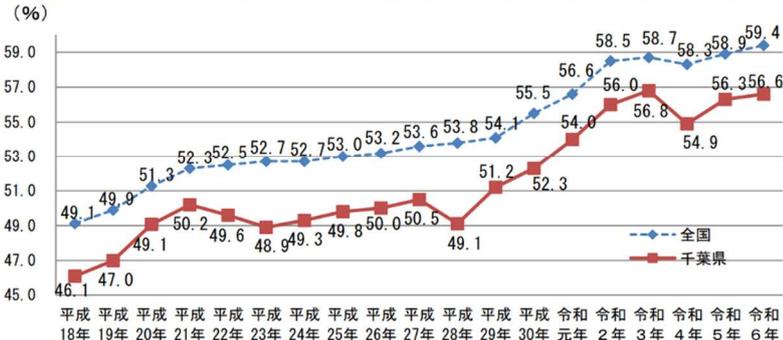
千葉労働局

【1 現状と課題】

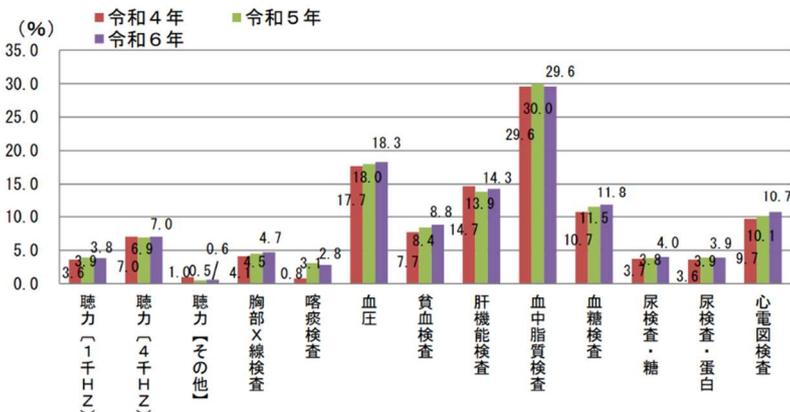
(1) 定期健康診断

1. 定期健康診断結果有所見率の推移

労働者の高齢化に伴って有所見率は増加傾向にあり、減少に転じさせるための取組が求められます。



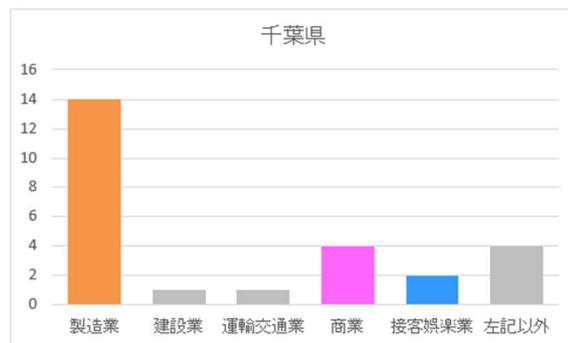
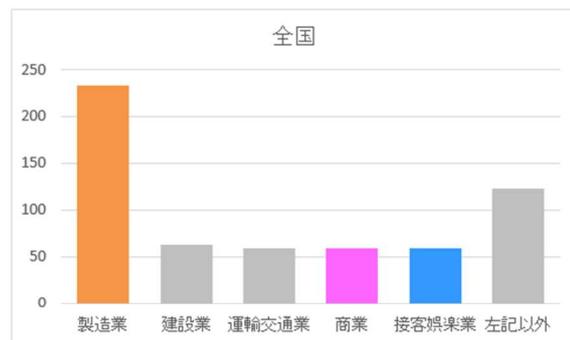
2. 千葉県における項目別有所見率



(2) 化学物質災害予防意識の取組

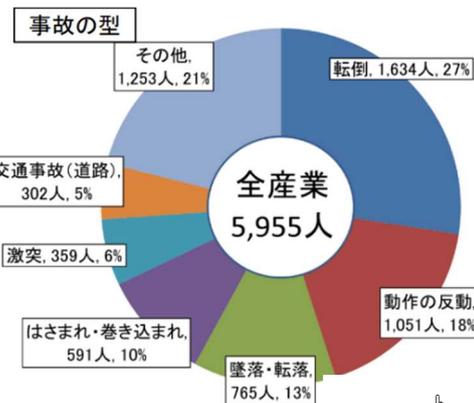
有害物との接触に係る労働災害発生状況(休業4日以上)

- ・ 令和6年 業種別…労働者死傷病報告第23号に基づく
- ・ 化学物質との接触、吸引によりばく露した災害は、この事故の型に分類されます



(3) 年代別・事故の型別 災害発生状況(千葉県)

労働災害発生状況の推移
(年齢階層別割合、休業4日以上の死傷者)



代表例は腰痛

【2 近時適用される改正法令、ガイドライン】

1 石綿事前調査者(8.1.1～)…資格者の養成・配置はお済みですか？

令和8年1月1日から、石綿障害予防規則第3条第3項に規定されている場合を除き、工作物※の解体または改修の作業に係る事前調査を資格者（工作物石綿事前調査者）に行わせなければならないこととなります。

※ 工作物の例「炉設備」「電気設備」「配管及び貯蔵設備」

なお、煙突、トンネルの天井版など建築物と一体となっている設備、エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁護、電柱、仮設構造物等の解体または改修の事前調査は工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者または特定建築物石綿含有建材調査者が行うこととされています。



2 労働安全衛生法及び作業環境測定法等の改正

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行うことを義務付ける改正がされました。

労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

(1)注文者等の配慮 R7.5.14施行

(2)混在作業場所における元事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

(3)業務上災害報告制度の創設 R9.1.1施行

(4)個人事業者等自身への義務付け R9.4.1施行

(5)作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け R9.4.1施行

2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

(2)営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知 R8.4.1施行

(3)個人ばく露測定の精度担保 R8.10.1施行

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し R8.4.1施行

(2)特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化 R8.1.1施行

5 高齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1施行

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzan/an-eihou/index_00001.html



今年はどうな取組を展開しますか？

- ✓ 重点的に取り組むべき事項は、事業場によってさまざまとなりますので、“厚生労働省千葉労働局ホームページ”や『労働衛生のしおり(中災防編)』をご参照ください。
- ✓ 以下にいくつか取組テーマの参考事例をご紹介します。



【3 労働衛生週間取組テーマ事例】

1 健康診断とストレスチェック…全国的にも過労死等認定事案が増加

令和7年度全国労働衛生週間実施要領では、“労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進”が重要と述べられています。

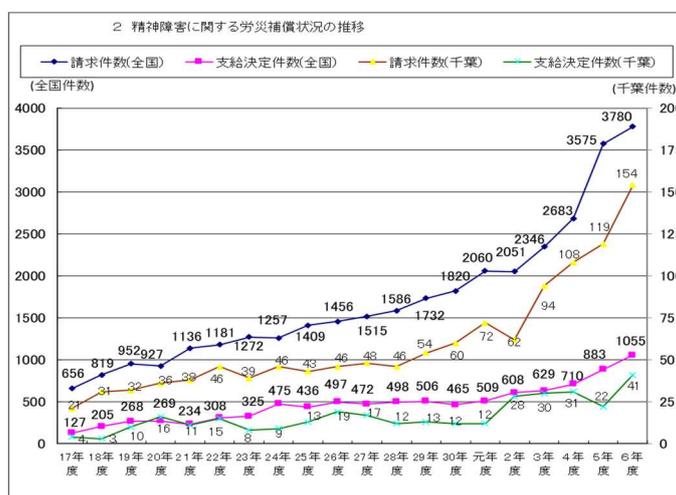
今年度の千葉労働局は「**すべての人が安心、安全、安定して働ける社会(ちば)**」をめざして行政運営を進めていますが、心身の健康の保持増進は、安心、安全、安定の礎です。

(1) 定期健康診断の有所見率(p1【1】-3のグラフ)について、千葉県における有所見率は全国平均より数パーセント低値で推移しているものの増加傾向にあり、近年は50%超となっています。

(2) 精神障害に関する労災補償の状況

右の折れ線グラフは、千葉労働局における精神障害に関する労災補償状況の推移となります。請求および支給決定件数の増加傾向は顕著なものとなっています。

令和5年9月には、「心理的負荷による精神障害の認定基準」が改正されています。



注 支給決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

2 職業性疾病予防…化学物質管理者の選任が必要な場合の主な点検・確認事項

(1) 化学物質管理者の選任

リスクアセスメント対象物の製造、取扱い、または譲渡提供する事業場では専門講習の修了者から要選任

Step up ◎ 不在時の補完・フォロー、後継者の育成等も検討しておきたいところです。

(2) 化学物質管理者の職務

- ① ラベル・SDS等の確認
- ② 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ③ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ④ 各種記録の作成・保存
- ⑤ 化学物質の自律的管理に関わる労働者への周知、教育
- ⑥ ラベル・SDSの作成(リスクアセスメント対象物の製造時事業場の場合)
- ⑦ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

(3) 保護具着用責任者の選任 と 職務

check 化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者を選任し、①有効な保護具の選択、②労働者の使用状況の管理、③その他保護具の管理 は行えていますか？

(4) 雇入れ時の教育の拡充

右の業種では、機械等、原材料等の危険性または有害性およびこれらの取扱方法などの雇入れ時教育を省略できません。



林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業 製造業(物の加工業を含む) 電気業 ガス業 熱供給業 水道業 通信業 各種商品卸売業 家具・建具・じゆう器等卸売業 各種商品小売業 家具・建具・じゆう器等小売業 燃料小売業 旅館業 ゴルフ場業 自動車整備業 機械修理業

(5) 労働衛生週間と化学物質管理強調月間（2月）とを連結した取組

化学物質管理の目的の共有や従事者の認識合わせ等、衛生週間と紐づけて展開されてははいかがでしょうか。

化学物質管理強調月間・・・毎年2月

- ✓ 令和6年から全面的に施行となった”化学物質の自律的な管理”ですが、これまで化学物質の管理の経験が少ない(中小零細)事業場に対しての新たな化学物質規制の浸透などを旨として令和7年から毎年2月が「化学物質管理強調月間」がとされました。
- ✓ 実施事項の例
 - 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
 - スローガンの掲示
 - 化学物質管理に関する優良職場、功績者等の表彰
 - 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施・・・など



3 高齢者労働災害防止対策 …指針はまだ示されていませんが、こんな点検・確認はいかがでしょうか

(1) 令和7年5月14日に公布された改正労働安全衛生法では、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置が事業者の努力義務となり、おって、その措置の適切かつ有効な実施を図るための指針が示されることとなっています。

近年発生 of 労働災害の傾向(p1【1】-3のグラフ)をみると、「**高齢労働**」「**転倒災害**」「**動作の反動≒腰痛**」といった労働災害との向き合い方が、**災害削減⇔快適で安全な職場 / 少子高齢化の進行に伴う人材の確保難 / 生産性向上**の**キー**になっていくと思われます。

『事業場における労働者の健康保持増進のための指針』(昭和63年9月1日 健康保持増進のための指針公示第1号(改正令和5年3月31日)の「2 健康保持増進対策の基本的考え方-③労働者の高齢化を見据えた取組」では、

労働者が高齢期を迎えても健康に働き続けるためには、心身両面の総合的な健康が維持されていることが必要であり、・・・高齢労働者を対象とした身体機能の維持向上の取組等を通じて、加齢とともに筋力や認知機能等の心身の活力が低下するフレイルやロコモティブシンドロームの予防に取り組むことが重要である。

とされ、「4- (1) -イ-健康指導-(イ) 労働者の健康状態の把握」では、

筋力や認知機能等の低下に伴う転倒等の労働災害を防止するため、体力の状況を客観的に把握し自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう…以下の健康測定を実施することが考えられる

として

- ・ 転倒等のリスクを確認する身体機能セルフチェック
- ・ 加齢による心身の衰えを確認するフレイルチェック
- ・ 移動機能を確認するロコモ度テスト

が例示されています。

(2) 本週間で**健康測定**を実施し、**THP 推進のため**の**ナッジ (nudge: そっと後押しする) の機会**としては如何でしょう。

(参考) 千葉県-MA'-Z

ロコモティブシンドロームの予防

こんな状態は要注意！7つのロコモチェック

ひとつでも当てはまればロコモの心配があります。

- | | |
|----|---|
| 1. | 片脚立ちで靴下がはけない |
| 2. | 家の中でつまずいたりすべったりする |
| 3. | 階段を上がるのに手すりが必要である |
| 4. | 家のやや重い仕事が困難である (掃除機の使用、布団の上げ下ろしなど) |
| 5. | 2kg程度の買い物をして持ち帰るのが困難である (1リットルの牛乳パック2個程度) |
| 6. | 15分くらい続けて歩くことができない |
| 7. | 横断歩道を青信号で渡りきれない |

